

令和6年度

太宰府市会計年度任用職員

専門職「有害鳥獣対策専門員」

募集要項

令和6年度太宰府市会計年度任用職員

# 「有害鳥獣対策専門員」募集要項

## 1 採用予定職種及び人数

| 職種                 | 募集人数 | 勤務内容  |
|--------------------|------|---|
| 専門職<br>「有害鳥獣対策専門員」 | 計2名  | <p>すぐやる班業務</p> <p>●有害鳥獣等対策業務</p> <p>【出現通報への対応】<br/>           住民から鳥獣等の出現通報があった際の、通報者対応、現地確認。状況に応じて捕獲・追払対応の実施。現地周辺の広報巡回及びパトロール。実施後関係課への引継ぎ。</p> <p>【被害通報への対応】<br/>           農地や住宅地での被害通報があった際の現地確認、対応策検討や通報者への助言などの現地作業の初期対応。実施後関係課への引継ぎ。</p> <p>【有害鳥獣捕獲用の箱わな点検等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に設置している箱わなの毎日の見回り点検(エサ補充、捕獲鳥獣の処理)。</li> <li>・箱わなの配置換えや移設の検討及び実施。</li> <li>・小動物(アライグマ等)用の箱わなの管理・貸出業務及び捕獲時の処理対応。</li> <li>・箱わな周辺環境の整備(草刈り・整地等)。</li> <li>・箱わなに使用する備品・資材の管理。</li> <li>・猟友会と連携し捕獲強化の検討。</li> </ul> <p>【死骸通報への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣の死骸通報があった際、関係課と連携し死骸処理。</li> </ul> <p>【有害鳥獣による被害防止対策に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害防止対策事業補助金申請の受付・現地確認・審査・交付事務。</li> <li>・市民農園や公有地等の侵入防止作業(メッシュ策の設置等)。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係課作業及び事務の補助(住環境保全等)。</li> </ul> <hr/> <p>●まちぐるみ整備との連携業務</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係課からの依頼作業の補助(草刈り、樹木整理、巡回等)。</li> <li>・災害時の復旧業務の補助。</li> </ul> |

※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 39 条の規定に基づく狩猟免許(わな猟)のことを指します

## 2 勤務条件

|       |  |
|-------|--|
| 任用期間  | 令和6年6月1日 から 令和7年3月 31 日まで  |
| 勤務日   | 平日(月曜日から金曜日まで)の週5日<br>※勤務を要する日以外の曜日で、有害鳥獣による住民等への被害防止のために緊急対応を要する際などは、振替出勤となる場合があります。  |
| 勤務時間  | 8:30～17:00(7.75 時間／日、38.75 時間／週)   |
| 勤務場所  | 太宰府市役所産業振興課及び市内一円  |
| 給料・報酬 | 月額 197,160 円～212,954 円(地域手当含む)<br>※職歴に応じて決定します。  |
| 諸手当   | 期末手当、通勤手当、特種勤務手当、勤勉手当<br>※条例・規則の定める条件に当てはまる場合に支給されます。  |
| 休日    | 週休日(原則として土・日曜日)、祝日、年末年始  |
| 休暇    | 任用期間に応じて年次有給休暇を付与(年間最大 20 日)<br>※事由によって、特別休暇等が付与される場合もあります。(忌引や夏季休暇など)   |
| 社会保険  | 福岡県市町村職員共済組合(健康保険)、厚生年金保険、雇用保険の適用<br>連続する通算任期が半年を超えた場合は雇用保険から退職手当組合へ、1 年を超えた場合は厚生年金保険から福岡県市町村職員共済組合の長期給付へ、それぞれ加入となります。<br>※任用期間や勤務時間が短い場合、社会保険の対象とならないこともあります。 |
| 公務災害  | 市の非常勤職員の公務災害補償制度または労働者災害補償保険のいずれかを適用(連続する通算任期が1年を超えた場合は、地方公務員災害補償法に基づく制度が適用になります。)   |
| 服務    | 一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務などの服務上の規定が適用されます。  |

### 3 採用試験

|      |   |
|------|---|
| 実施方法 | 書類選考及び面接試験  |
| 試験会場 | 太宰府市役所  |
| 受験資格 | <p>(1)普通自動車運転免許を持ち、日常的な運転に支障がない人(AT限定可)<br/>(※試験当日は、運転免許証をお持ちください。)</p> <p>(2)Excel、Word等の基本的なパソコン操作ができること</p> <p>(3)次のいずれかに該当する人</p> <p>①狩猟免許(わな猟)を有する人で、市内全域(山間部含む)において有害鳥獣駆除に関する一連の行為※を行うことができる人</p> <p>②狩猟免許(わな猟)を有しないが、有害鳥獣及びその駆除に関する一定の知識と興味を持ち、市内全域(山間部含む)における有害鳥獣駆除の支援業務に従事することができ、当該職の在任期間中の免許取得および、免許取得後も継続して有害鳥獣駆除に関する一連の行為※を行う意思がある人</p> <p>※「有害鳥獣駆除に関する一連の行為」とは<br/>イノシシ等の有害鳥獣を、箱罠を用いて捕獲し駆除することを指します。</p> <p>(4)地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する人は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</li> <li>・太宰府市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人</li> <li>・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人</li> </ul> |
| 申込方法 | <p>太宰府市会計年度任用職員採用試験申込書(太宰府市役所 2階 産業振興課に応募案内と共に備え付け、またはホームページに掲載)に必要な事項を記載の上、申し込み先に郵送、または直接提出してください。</p> <p>※いったん受理した書類は、いかなる理由があっても返却しません。</p>  |
| 提出先  | <p>〒818-0198<br/>太宰府市観世音寺1丁目1番1号 太宰府市役所 産業振興課</p> <p>※郵送の場合、必ず封筒の表に<br/>「会計年度任用職員(有害鳥獣対策専門員)申込」と記入し、封筒の裏には差出人の住所・氏名を記載してください。</p> <p>※持参の場合は、太宰府市役所 2階 産業振興課に直接持参してください。</p>  |
| 提出期限 | <p>令和6年5月10日(金)(必着)</p> <p>※持参の場合の受付は、平日8時30分から17時までです。</p>   |

#### 4 合格発表及び採用

|        |  |
|--------|--|
| 合格発表日  | 令和6年5月24日(金)<br>合格者には郵送で通知します。<br>※合否結果について、電話での問い合わせにはお答えできません。   |
| 合格者の登録 | 採用試験の合格者は、令和7年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員候補者名簿(候補者名簿)に登録されます。  |
| 採用決定   | 採用者については、採用試験の成績やこれまでの勤務歴等から、業務への適性を考慮して決定します。   |
| 条件付採用  | <ul style="list-style-type: none"><li>・地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。</li><li>・次年度の予算措置が講じられない場合、任用されないことがあります。</li></ul> |